

2022年度 越前町地域活性化活動支援事業 要項

1 事業の目的

一般社団法人越前町観光連盟（以下「連盟」という）に正会員として加盟している事業者が主体となって行う取組に対して越前町地域活性化活動支援金（以下「支援金」という）を交付することで、地域のにぎわいづくり、新型コロナウイルス感染拡大による経済活動等への打撃の払拭に資することを目的とする。

2 支援の対象者・内容・支援額

| 項目      | 内容グループ   |
|---------|--|
| 支援対象事業者 | 連盟に加盟する事業者（正会員）<br>※新規応募の事業者を優先して採択いたします。  |
| 対象事業    | 回復期を見据えて新たに展開・強化する事業   |
| 条件      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・越前町内で実施される活動の取り組みであること</li> <li>・実施しようとする事業内容が、実現可能な事業であること</li> <li>・申請を受けようとする者に実施する意欲や能力、主体性があること</li> </ul>  |
| 対象経費    | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 消耗品費</li> <li>(2) 印刷製本費</li> <li>(3) 広告宣伝費</li> <li>(4) 外注委託費</li> <li>(5) 支払報酬料</li> <li>(6) 前各号に掲げるもののほか、事業実施に当たり合理的に必要と連盟が認める経費</li> </ul> ※パソコンやタブレット端末など、多目的に活用できる汎用性の高い備品等の購入は対象外 |
| 支援額     | 最大10万円（支援率1／2以内）   |
| 申請期間    | 2022年6月30日(木)まで ※採択結果は7月上旬ごろに通知  |
| 実施対象期間  | 交付承認日から2023年2月28日までに完了する事業   |
| 備考      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとつの事業者で1申請まで申請可能。複数の申請はできない。</li> <li>・複数の施設を運営している場合も、1事業者1申請まで。</li> <li>・予算に達した時点で受付終了となる。</li> </ul>  |

#### 4 申請手続き

##### (1. 申請)

申請者は、「交付申請書（様式1）」に必要な書類を添えて、申請期限までに提出。

##### (2. 交付決定)

連盟は、申請内容を審査の上、交付決定後、「越前町地域活性化活動支援事業承認書」を申請者へ通知する。

##### (3. 実績報告書の提出)

申請者は、「実績報告書（様式2）」および「請求書（様式3）」を事業完了後1カ月以内に提出。

##### (4. 支援額の確定および支払い)

連盟は、実績報告の内容を審査し適正と認められる場合、受理後1カ月以内に指定の口座に振り込みを行う。

#### 5 様式

- ・様式1 越前町地域活性化活動支援事業 交付申請書  
(添付書類1：事業計画書／添付書類2：収支計画書)
- ・様式2 越前町地域活性化活動支援事業 実績報告書  
(添付種類1：実績報告書／添付種類2：決算書)  
(事業の実施内容がわかる写真等／経費の支払いを証する書類の写し)
- ・様式3 越前町地域活性化活動支援事業 請求書
- ・様式4 越前町地域活性化活動支援事業 中止申請書

#### 6 注意事項

- ・支援金には上限があるため、予告なく終了する場合がある。(予算に達し次第終了)
- ・実績報告は、必ず事業完了後1か月後以内に連盟に提出しなければならない。
- ・支援金交付決定を受けた補助対象者は、補助事業の内容若しくは経費の配分を変更しようとするときは、速やかに連絡すること。
- ・変更の連絡を故意に怠った場合、または虚偽の報告を行った場合は、支援金の減額または支援決定の取り消しを行うことがある。
- ・申請書(様式1)を受理後、事情により申請を取り消す場合は、速やかに中止申請書(様式4)を提出すること。
- ・この要項に定めのない事項については、申請者と連盟が協議して定める。

#### 7 提出・問い合わせ先

一般社団法人越前町観光連盟

住所：〒916-0422 福井県丹生郡越前町厨 71-335-1

電話：0778-37-1234 FAX：0778-37-1805